

6/26

横浜市が団体交渉に参加

横浜市リハビリテーション事業団

手話通訳現場の課題を伝える

6月26日、障害者スポーツ文化センター横浜ラポール（横浜市港北区、指定管理者／社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団）との団体交渉に横浜市の担当者が2名参加しました。

同事業団は、賃金引き上げをはじめとするユニオンの要求に対し、いつも「横浜市に要望している」という回答を繰り返してききました。手話通訳者の賃金は横浜市の要綱

に基づいて決められていたため2月に改めて横浜市に団体交渉を求めたところ、連名宛で要求してもらえば横浜市リハビリテーション事業団とも対応すると回答したのです。

団交当日、来年度の賃金などの労働条件については、夏頃から事業団と横浜市が協議していくことを確認

7/2

県労方委命令 不当労働行為6項目を認定

ユーコーコミュニティー(株)

ハラスメントを訴えたA組合員個人に訴訟を連発、ユニオンにも損害賠償を求めるなど次々に不当労働行為を行なってきたユーコーコミュニティー。神奈川県労働委員会は、3件の訴訟提起を含め6つの行為を不当労働行為と認定、概略次の4項目を会社に命令しました。(7月1日命令書写し受領)。

① A組合員に対するハラスメントに係る事実関係の調査及び対処を行うことについて誠実に協議しなければならぬ。② B組合員及びC組合員のセクシュアルハラス

メント被害、及び労災職業病について、を交渉事項とする団体交渉に誠意をもつて応じなければならぬ。③ 機関紙の記述について、事実確認や問い合わせを行うなど労使交渉を申し入れることなく、ユニオンに金銭を請求してはならない。④ 速やかに下記文書をユニオンに交付しなければならぬ。(会社が行なった①～⑥の行為が)「不当

労働行為であると神奈川県労働委員会において認定されました。今後このような行為を繰り返さないように致します」

労働行為であると神奈川県労働委員会において認定されました。今後この

③～⑤では、A組合員に対する2件の訴訟と、ユニオンへの訴訟を会社が提起したこと自体を不当労働行為と認めています。例えば③では、A組合員のユニオン加入直後の債務不存在確認請求

訴(第一訴訟)の提起は合理性を欠くものであり、労働組合または組合員の権利・利益を侵害することを目的とし、組合の弱体化を企図してなされたもの」と断じています。

「大勝利命令!」との声も上がっており、ユニオンは会社に対し、命令に従うこと、ただちに団体交渉を開催することを要求しました。

労働基準監督署・労働局との交渉

今年も神奈川労職センターの呼び掛けで12労働基準監督署と交渉します。ぜひご参加ください! どこか1署でもOK。参加される方は事前にユニオンまでご一報下さい。

- 7月17日(水) 午前10時…横浜北
- 18日(木) 午前10時…横浜南 午後2時…横須賀
- 19日(金) 午前10時…鶴見
- 22日(月) 午前10時…厚木 午後2時30分…相模原
- 24日(水) 午前10時…川崎南 午後2時…藤沢
- 25日(木) 午前10時…横浜西 午後2時30分…平塚
- 29日(月) 午前10時…川崎北 午後3時…小田原
- 8月8日(木) 午後2時…神奈川労働局(1階第3共用会議室)
セキュリティの関係で職員の方の案内が必要です。
午後1時50分に1階ロビーに集合してください。

ご参加ください

ユニオンショック

2024年7月 324号

よこはまシティユニオン

横浜市鶴見区豊岡町 20-9-505 TEL&FAX045-575-1948
E-mail yuniyoko@d2.dion.ne.jp
ホームページ http://yuniyoko.sakura.ne.jp
組合費納入 横浜銀行 鶴見西口支店 普 1309777
郵便振替 00230-4-30435 よこはまシティユニオン